

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月18日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第14号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則
傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>略</p> <p>(1) 香川県警察本部の<u>生活安全部、刑事部、交通部</u>及び警備部の参事官以上の職にある者</p> <p>(2) 香川県警察本部の<u>生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年課、生活安全部生活環境課、刑事部刑事企画課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部組織犯罪対策課、交通部交通指導課、警備部公安課</u>及び警備部警備課の警視以上の階級にある者</p> <p>(3) 略</p>	<p>香川県警察に勤務する警察官のうち、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）第4条及び第7条第1項の規定により香川県公安委員会が指定する警視以上の者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 香川県警察本部の刑事部及び警備部の参事官以上の職にある者</p> <p>(2) 香川県警察本部の刑事部捜査第一課、刑事部組織犯罪対策課、警備部公安課及び警備部警備課の警視以上の階級にある者</p> <p>(3) 警察署の警視以上の階級にある者</p>

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。